

## 第 50 回（平成 30 年度）社会保険労務士試験の合格基準について

## 1 選択式試験

	合格基準点	昨年度実績
総得点	23 点以上 (平均点 20.5 点 前年度比 $\Delta 0.8$ 点)	24 点以上 (平均点 21.3 点 前年度比 $+0.8$ 点)
各科目	社会保険に関する一般常識 国民年金法 につき 2 点以上 その他 3 点以上	雇用保険法 健康保険法 につき 2 点以上 その他 3 点以上

## 2 択一式試験

	合格基準点	昨年度実績
総得点	45 点以上 (平均点 32.1 点 前年度比 $+0.2$ 点)	45 点以上 (平均点 31.9 点 前年度比 $+3.1$ 点)
各科目	全科目 につき 4 点以上	厚生年金保険法 につき 3 点以上 その他 4 点以上

### 3 試験科目免除者の取扱い

試験科目免除者については、例年と同様に、次の加算を行った上で、上記1、2の合格基準を適用する。

#### (1) 選択式試験

総得点についての各科目の免除者への配点

$$\frac{23 \text{点 (合格基準点)}}{\text{満点 } 40 \text{点}} \times 5 \text{点 (各科目の満点)} = 2.88$$

よって、免除1科目につき2.9点を加算するところであるが、

第50回試験においては、上記の配点では、「社会保険に関する一般常識」及び「国民年金法」を除く6科目について、免除者が合格基準点を下回ってしまうため、

① 上記6科目の免除者については、3.0点を加算し、

② 合格基準点の引き下げを行った「社会保険に関する一般常識」及び「国民年金法」については、

$$\frac{23 \text{点 (合格基準点)} - 3 \text{点 (合格基準点)} \times 6 \text{科目 (上記①)}}{2 \text{科目 (上記②)} \times 5 \text{点}} \times 5 \text{点 (各科目の満点)} \\ = 2.5 \text{点}$$

2.5点を加算する。

#### (2) 択一式試験

総得点についての各科目の免除者への配点

$$\frac{45 \text{点 (合格基準点)}}{\text{満点 } 70 \text{点}} \times 10 \text{点 (各科目の満点)} = 6.43$$

よって、免除1科目につき6.4点を加算する。

なお、「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」及び「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の免除者については、「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」（各満点7点）は4.5点、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」は労災・雇用の各配分点（満点3点）は各1.9点とし、「労働保険の保険料の徴収等に関する

法律」としては3. 8点（労災・雇用の各配分点の合計）とする。

$$\left( \begin{array}{l} 6.4 \times \frac{\text{満点 } 7 \text{ 点}}{\text{満点 } 10 \text{ 点}} = 4.48 \rightarrow 4.5 \text{ 点} \\ 6.4 \times \frac{\text{満点 } 3 \text{ 点}}{\text{満点 } 10 \text{ 点}} = 1.92 \rightarrow 1.9 \text{ 点} \end{array} \right)$$

#### 4 合格者数

	今年度（第50回）	昨年度（第49回）	前年度比
受験者数 (内免除者)	38,427人 (982人)	38,685人 (994人)	-258人 (-12人)
合格者数 (内免除者)	2,413人 (90人)	2,613人 (104人)	-200人 (-14人)
合格率 (内免除者)	6.3% (9.2%)	6.8% (10.5%)	-0.5% (-1.3%)

#### 5 合格基準の説明

合格基準については、「社会保険労務士試験の合格基準の考え方について」（参考1）に基づいて決定する。